平成２９年（フ）第８４１号
千葉県市川市本行徳31番18―301号（メゾン・シーウィンド）
債務者　安田　昌代
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８５０号
千葉県市原市姉崎1242番地１　中島アパート
債務者　大熊　勇三
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８５２号
千葉県船橋市習志野台３丁目12番９棟501号
債務者　河野　夏世（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８５５号
千葉県市川市南行徳３丁目12番２号　（フジハイツ103号）
債務者　眞坂信一郎
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８６３号
千葉県市原市西五所６番地13　ピュアマリーンＢ101
債務者　佐久間祐太
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８７０号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1582番地２　セントラルコーポ船橋11―305号
債務者　遠藤　純男
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８７３号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1582番地２　セントラルコーポ船橋10―106号
債務者　大沢　豊
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８９６号
千葉市若葉区貝塚町556番地１　貝塚団地１棟501号
債務者　石井　尚
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９７８号
千葉市花見川区宮野木台１丁目２番３号　コスモマンション103号
債務者　山田　司（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６号
千葉県香取市小見川5720番地１　菅谷アパート２号
債務者　岡芹　利男
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第３４３号
川崎市川崎区東門前３丁目３番16―105号　カムフォート・ヤマイチ、前住所川崎市川崎区藤崎３丁目９番４号
債務者　織田　幸造
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３４４号
川崎市川崎区東門前３丁目３番16―105号　カムフォート・ヤマイチ、前住所川崎市川崎区藤崎３丁目９番４号
債務者　織田富美子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３９９号
川崎市幸区下平間83番地１
債務者　伴　慎一郎
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４０４号
川崎市宮前区東有馬５丁目40番22号　アネックスヴィラ　102
債務者　平塚　明子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４１７号
川崎市多摩区宿河原１丁目22番６号　エンゼルハウス　204
債務者　井上　貴之
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４４０号
川崎市麻生区東百合丘２丁目16番９号
債務者　石田　学
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４５０号
川崎市川崎区渡田４丁目11番12号　和風荘　1
債務者　小濱　和子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係